溶融塩委員会細則

- 第1章 総則
- 第1条 本委員会の運営は規約に定めるもののほかはこ の細則による.
- 第2条 この細則を改正しようとするときは、役員会の 決議による. 但し、総会審議事項である第11条 (年会費)を除く.
- 第2章 法人会員
- 第3条 (法人委員)規約第5条に定める法人会員においては、通常3名以下の法人委員をおくことができる。
- 第4条 (法人委員の権利)法人委員は委員会事業に対し て学官界からの個人会員と同等に活動する権利 を有する
- 第5条 (法人委員の代理)法人会員団体所属の者は各行事に対する法人委員の代理出席を認める. ただし, 代理をふくむ出席可能な員数は法人に所属する委員数までとする.
- 第6条 (代表委員)法人会員に所属する法人委員から1 名の法人代表委員を選出する.
- 第7条 (役員)法人会員から本委員会役員を選出する場合は原則として法人代表委員を選出する. ただし会務の都合により複数の役員を選出する場合は,総会の議を経て法人代表委員の他から選出することを認める.
- 第8条 (法人委員の会費)法人会員(1事業所)から4名以上の委員をおく場合は、年会費に加えて細則に 定める年会費を納付する.
- 第3章 入会金および会費
- 第9条 (入会金)本委員会規約第7条に定める入会金は 以下の通りとする. 個人会員 2,000円 法人会員 20,000円
- 第 10 条 (入会金の免除)法人会員団体に所属していた法 人委員が法人会員団体から退職・異動等により個 人会員として入会を希望する場合は原則として 入会金を免除する.
- 第11条 (会費)本委員会規約第7条に定める会費(年額)は 以下の通りとする.

個人会員 6,000 円/年

法人会員 45,000 円/年.

但し1法人で2事業所以上入会する場合は2事業所目から30,000円/年. 法人会員1業所毎に所属する法人委員が3名を越える場合, 越える人数毎に6,000円/年.

- 第 12 条 (会費の納入)会費は毎事業年度,当該年度の会費年額の全額を納入しなければならない。また一度納入された年会費はいかなる理由があっても返納しない。
- 第 13 条 (中途入会)事業年度の途中に入会が認められた 場合の当該年度の会費についても全額支払うも のとする.

- 第 14 条 (会費の免除)理事会は免除すべき相当の理由があると認める会員については、第 9 条から第 13 条の規定にかかわらず、入会金および会費のいずれか一方または双方の免除を議決することができる
- 第15条 名誉会員については、会費を免除する.
- 第4章 会誌
- 第 16 条 (会誌)個人会員は本会の発行する会誌(冊子体) の配布を受け、また会誌の電子ファイルを閲覧す ることができる.
- 第 17 条 法人会員は本会の発行する会誌(冊子体)の配布 を 3 部以上, 法人委員数を上限として受けること ができる. また, 法人会員団体に所属する法人委員は個別に会誌の電子ファイルを閲覧すること ができる.
- 第18条 (発行時期)会誌「溶融塩および高温化学」を年3 回発行する.発行日は定例委員会の開催日初日と する.
- 第19条 (配布の停止)会費の滞納者には、会誌(冊子体)の 配布および会誌の電子ファイルの閲覧を停止す ることができる.この場合、滞納分を納めた後に おいて滞納期間中に発行された会誌の冊子体の 配布を受けることができない場合がある.
- 第 20 条 (代理出席者の受領)委員会に委員の代理が出席 した場合は委任した委員には会誌を配布しない. また講演者を除く委員以外の関係者にも配布しない.
- 第21条 (購入)会誌(冊子体)の頒布は4,000円/冊(消費税含)とする. また非会員である個人が会誌電子版の閲覧を希望する場合は役員会の承認を得て,事務局がアクセス権を許可し,アカウントを発行する. 年間講読料は次の通りとし,事業年度毎に請求するものとする. ただし会誌を通年で購入している者・団体については1アカウントを限度に無料とする.

一般 12,000 円/年(消費税含) 学生 4,000 円/年(消費税含)

第5章 表彰

- 第22条 (溶融塩賞)本会は規約第3条第5項に定める溶 融塩賞の授賞について,溶融塩賞規程を別途定め る.
- 第23条 (溶融塩奨励賞)本会は規約第3条第5項に定める溶融塩奨励賞の授賞について,溶融塩奨励賞規程を別途定める.
- 第6章 小委員会
- 第24条 (小委員会の設置)本会は規約第11条の3に基づき以下の小委員会を設置する.小委員会の運営は別途規則により定める. 国際交流小委員会
- 附則 本細則は 2020 年 1 月 30 日から発効し, 関連する 規約改定日(2020 年 2 月 12 日)から施行する.